

被災された方のための 生活支援情報

第 23 号
平成 24 年 7 月 25 日
仙台市復興事業局生活再建支援室

TEL 214・8559 FAX 214・5130
〒 980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

宅地復旧工事の費用の一部を助成します

震災により被害を受けた宅地の復旧工事（擁壁の再築工事など）に係る費用のうち、100万円を超える額の90%（上限1,000万円）を助成します（一定の条件あり）。盛土造成地などでは、市が公共事業により復旧を行う場合があります。相談窓口を開設していますので、詳しくはお問い合わせください。

相談窓口【予約制】

◆受付時間＝9:00～16:00（土・日曜日、祝休日を除く）

◆受付場所＝市役所本庁舎 4 階北部宅地工事課、南部宅地工事課

※電話での相談も受け付けます

申し込み・問い合わせ 北部／南部宅地工事課 ☎214・8304

家屋の解体・撤去の申請はお早めに

震災で損壊した家屋等の解体・撤去の受け付けは9月28日までとなります。解体を希望される方は、お早めに申請してください。

◆撤去の対象＝個人や中小企業者が所有する家屋等で、り災証明書において全壊または大規模半壊と判定された物件（個人が自ら居住する住宅は半壊と判定された物件を含む）

◆受付場所＝市役所一番町仮庁舎（小田急仙台ビル）5階震災廃棄物対策室

◆必要書類等、詳しくはお問い合わせください

問い合わせ 損壊家屋等の解体・撤去専用ダイヤル ☎263・8590（平日9:00～17:00）

固定資産税課税明細書をご確認ください

東日本大震災の影響により、滅失した家屋など資産内容の変更が例年より多くなっており、滅失届を提出

いただけなかった場合などには、現況と一致しないことも考えられます。納税通知書の3枚目以降（資産の件数が多い場合は、別紙でお送りしています）に添付している課税明細書をご確認いただき、記載の内容が平成24年1月1日現在における各資産の状況と異なる場合は、その資産の所在する地域の区役所・総合支所の固定資産税担当課までご連絡ください。

※課税免除・全部減免が適用されており、納税通知書が送付されていない場合は、固定資産課税台帳の閲覧により、課税内容をご確認いただけます

問い合わせ 区役所・宮城総合支所固定資産税課、秋保総合支所税務住民課（☎は下段）

津波により発生・漂着したがれき等の撤去を9月28日まで受け付けます

市によるがれき等の撤去の受け付けを9月28日まで継続します。事業者が排出した廃棄物など回収できないものもあります。詳しくはお問い合わせください。

◆撤去対象＝①津波により漂着したがれき等②津波堆積物（土砂）③津波の塩害で枯れたため、伐採した樹木④津波により損壊した家屋から生じたがれき等・家財（業者がリフォームする際に生じた廃棄物を除く）

問い合わせ 環境局震災廃棄物対策室 ☎214・8680

「せんだい 暮らしのガイド」を送付します

次号（8月末発行予定）の復興定期便で、「せんだい 暮らしのガイド（市民便利帳）」を送付します。

仙台市にお住まいの方の暮らしに役立つ、身近な市政情報を紹介するほか、医療機関ガイドや街のおすすめ情報などを掲載していますので、ぜひ、ご活用ください。



問い合わせ 広報課 ☎214・1143

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261・1111(代)
青葉区役所 ☎225・7211(代)
宮城野区役所 ☎291・2111(代)
若林区役所 ☎282・1111(代)

太白区役所 ☎247・1111(代)
泉区役所 ☎372・3111(代)
宮城総合支所 ☎392・2111(代)
秋保総合支所 ☎399・2111(代)

仙台市ホームページ
<http://www.city.sendai.jp/>
仙台市携帯電話用ホームページ
<http://www.city.sendai.jp/m/>